

平成26年度包括外部監査に係る監査結果に基づき、又は結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

平成27年 8月24日

佐賀県監査委員	池田 巧
〃	田中 俊雄
〃	三竿 博史
〃	木原 奉文

平成26年度包括外部監査結果及び意見に基づく措置の内容

監査結果及び意見	措置の内容
第3 全体に共通する監査意見	
農産課	
1 多様な担い手の確保について (1) 就農希望者に提供する情報の総合窓口の一本化(ポータルサイトの立ち上げ)について【監査意見】(報告書 15 ページ)	
佐賀県で就農しようとする希望者への情報は、佐賀県、佐賀県農業公社、市町や農協等の各団体などが発信しているが、これらを一つの窓口、特にインターネット上にポータルサイトを立ち上げることは、就農希望者にとっては有用であり、佐賀での就農者の確保に役立つのではないかと考える。	就農希望者への情報提供については、県、佐賀県農業公社、市町等がホームページを活用するなどして行っているところであるが、今後、県全体での入口となるポータルサイトの立ち上げも含めて、就農希望者にとってより有用な情報提供の方法について検討を行う。
1 多様な担い手の確保について (2) 若い担い手の確保へ向けての取組み【監査意見】(報告書 15 ページ)	
佐賀県の新規就農者数は、平成22年以降は150名以上を継続して確保しており、県の目標である140名を超えているが、新規就農者の半数以上が農家出身者である。農業研修資金(若い農業者就農促進事業)、青年就農給付金などの制度の利用者は農業出身者が多いが、今後、若い農業者を増やしていくためには、非農家出身の就農を促進していく必要がある。そこで、非農家出身者を意識した周知方法や事業の開催場所等を工夫した事業の実施が必要であり、事業結果を分析して、次回以降の事業を効率的・効果的に継続的に実施出来るようにすることが必要である。	今後、若い農業者を増やしていくため、県内での新規参入事例(非農家出身者が就農した事例)をホームページで発信するなど、非農家出身者の就農促進に向けた情報の効率的な提供方法について検討を行う。
1 多様な担い手の確保について (3) 法人化へ向けての取組み【監査意見】(報告書 16 ページ)	
佐賀県の10年後の農業を考えると、農地を集積した大規模な法人が育つことが極めて重要である。この様な法人の登	集落営農組織等の法人化については、現在、県や農業団体等からなる「佐賀県担い手育成支

<p>場は、農業経営が家業から事業に発展することを促し、農業が産業として活動していくことの基礎となり、他の産業と同様に、就職先(就農者の確保)を創り出すことが期待される。</p> <p>平成 26 年集落営農実態調査報告書によれば、佐賀県の平成 26 年の集落数は 609 件で全国 10 位の多さであり、他県よりも法人化の受け皿があるが、このうち非法人は 602 件で全国 4 位となっており、集落営農数は多いが法人数は少ない。つまり、法人化を推進する素地がある程度出来上がっている状態であるということが出来るが、実際は、人や農地に関する農家特有のしがらみなどがあるため、将来を見据えた望ましい法人化を進めることは簡単なことではないと考えられる。しかし、国が推進する人・農地プランや農地中間管理業務によって集落営農組織等の法人化を側面からサポートすることが可能になってきており、県は、農地を集積した大規模な法人の育成に関する事業を、目標を掲げて継続的に実施することが必要である。</p>	<p>援協議会」を中心に推進しているところであり、平成 26 年度に新たに 7 つの法人組織が立ち上がる等の成果が見え始めてきているところである。</p> <p>今後の人と農地の問題を考えると、土地利用型大規模農家と集落営農組織が農地の受け皿となりえるよう法人化していくことが望ましいことから、任意の集落営農組織においては経営発展を促進しながら法人へ移行させることを目標に、引き続き、地域の実情に応じた推進及び支援を図っていく。</p>
--	--

農林水産商工本部企画・経営グループ、生産者支援課、農産課、園芸課、畜産課

2 事業結果の把握・分析について【監査意見】(報告書 16 ページ)

<p>今回の監査で対象とした事業は、佐賀県『食』と『農』の振興計画 2011 を具体的に推進するための事業であり、振興計画を実現するためにはそれぞれの事業が目指した効果を継続的にあげていくことが必要である。すなわち、計画した事業が、計画に沿って実施されていること、事業実施が計画に沿っているかどうかを確認すること及び事業が計画に沿っていない部分を調べて処置をすることを継続して行うことが重要である。</p> <p>事業結果の把握・分析を実施することは、より良い事業実施のための情報を自ら検討して入手することであり、次年度の事業実施をさらに充実させることが可能になるとともに、事業を実施する担当者の意識と知識の向上も期待することができる。</p> <p>このようなことから、例えば、事業結果に対して、その分析と評価を記載するシートを用意し、これを担当者が作成することによって当該年度の事業実施が終了するという一連の作業の流れを設定するなど、事業効果がうまく発揮されるような PDCA サイクルの仕組みを取り入れることを検討しても良いのではないかと考える。</p>	<p>「佐賀県『食』と『農』の振興計画 2011」を推進する各事業については、「佐賀県総合計画 2011」の施策にも位置づけており、その評価過程において、毎年度、事業結果の分析や評価を行うとともに次年度以降の効果的な事業を検討するという PDCA サイクルの仕組みを取り入れている(両計画とも平成 27 年度に見直し予定)。</p> <p>また、補助事業など事業の種類によっては、事業実施(予定)主体等から、計画申請時等に、直接、話を聴く場を設けたり、事業実施後に、一定期間、事業実施状況報告を求めたり、取組成果の報告会を開催するなど、必要に応じて、事業主体毎に事業結果の分析や評価ができるようにしている。</p> <p>いずれにしても、貴見のとおり、事業結果の把握・分析を行うことは重要と考えており、今後とも、こうした取組を通じて、事業効果がうまく発揮されるよう PDCA サイクルを回しながら、事業の不断の改善に努めていきたい。</p>
--	--

流通課

3 販売促進・広告宣伝事業の事業結果の把握・分析について【監査意見】(報告書 17 ページ)

<p>監査対象とした販売促進・広告宣伝事業のアウトプットである市場調査の実施回数や調査結果の報告回数、TVCMの時期や回数(視聴率等)、雑誌や新聞等への広告(販売数)などは、事業の成果そのものではないが、これを十分に行うことが事業の成果につながるため、どの程度実施したかに関する評価が必要である。</p> <p>視聴率1%あたりのコストや視聴可能世帯数等の分析等を用いて分析し、その結果を次年度以降の事業に反映しているなどの工夫はされているが、販売促進・広告宣伝事業は、毎年概ね同様の事業が行われているので、テレビCMであれば視聴率、雑誌等のパブリシティであれば購読数等による指標を毎年算定し、推移を比較することで、アウトプットの定量的な評価を継続的に実施することは有意義であると考えられる。</p> <p>アウトカムの評価については、百貨店やスーパーマーケット、小売店やホテル等における事業への評価や県産品への注目度などの定性的な評価(最終的に取扱い店舗の増加につながるような評価項目)がどのようなものであるかについて、継続的に確認・分析していくことが必要である。また、事業の最終的な成果は県産品のブランド力の向上と販売額の増加であることを考えると、品目別の生産量や出荷量等に関するデータの推移を参考指標とすることも有用である。</p> <p>事業ごとのアウトカム、アウトプットの指標を継続的に分析し、定性的な評価項目については具体的に評価内容を記述して、この2つにより事業の効果を総括的に判断することが可能な様式を作成することで、各事業の役割分担が明確になり、次年度の効果的で効率的な事業実施に有用な資料とすることが期待できると考える。</p>	<p>ご意見を参考に、各事業の効果を的確に把握できるような指標についてそれぞれ検討し、効果的、効率的な事業の実施に役立てていきたい。</p>
--	--

農産課

4 農業者への経営に関する指導について【監査意見】(報告書 19 ページ)

<p>佐賀県の農業が産業に発達するためには、農業者の事業者としての自覚を促し、経営者として成長することが不可欠である。しかし、実際は「良いものを作る」農業者は多いが、「経営する」農業者は少ないように感じる。県は、農業が家業から事業に発展するために、農業者が事業者として農業経営を行うことへの指導や啓蒙活動を、様々な機会をとらえて継続的に行う必要がある。具体的には、財務数値を農業経営に取り入れることに対する指導である。</p> <p>農業は、播種から収穫までに数か月かかることが多く、この</p>	<p>ご指摘のとおり、農業者の多くが生産面には熱心であるが、一部、経営面での取組が弱い農業者も見受けられる。</p> <p>現在、農業経営を踏まえた指導等にも取り組んでいるが、今後とも様々な機会をとらえ、継続的に啓蒙活動を引き続き行うよう努めたい。</p> <p>特に、現場での指導を行う普及指導員については、農業経営を踏まえた指導等に引き続き取り組むよう指導していきたい。</p>
--	---

期間の天候等に大きく生産量が左右されるリスクがあるが、収穫後の生産物の売買価格を農業者自身が決めることが難しいことが多い。従って、生産物の販売までにどの程度の支出(資材、人件費、燃料費、諸経費、設備資金や借入金の返済、家事費等)が必要であり、そのためにはどのくらいの高生産が必要になるのかを予め見積り、生産物の育ち具合と月々の支出の状況を把握しながら、作付けや毎月の支出をコントロールするという財務数値を使った経営的な視点が、農業においては不可欠である。

例えば、チャレンジ農業支援事業では就農後 5 年程度の新規就農者を対象に各種研修会や個別巡回指導などが行われているが、経営そのものに関する研修はあまりない。“農”のトップランナー養成事業では、まさしく経営者の育成に向けて先進農業事例研究などが行われているが、税理士や中小企業診断士が行う経営そのものに関する講義への受講者数は大変少ない。様々な事業の中で、農業者が経営者としての見識を高めるための工夫を組み入れることや具体的な成功例や失敗例などを使って農業者に興味をもってもらいながら経営そのものを指導する事業実施に取り組むことなど、県は継続的に、農業が家業から事業に発展することを後押ししていく必要がある。農業者への啓蒙活動には普及指導員の地道な活動が不可欠であるため、普及指導員の農業経営に関する知識の習得も必要である。

また、佐賀県の農業の将来を考える農家を増やす取組みを実施することが望ましい。地域の中心経営体として、新規就農者の地域への融合や研修機関としての受け入れ支援を行ったり、農地の集積を前向きに検討し法人化を目指すような農業者が育つことは佐賀県の農業の将来にとって不可欠であり、そのための取組みを継続的に推進することが必要である。

さらに、普及指導員が今以上に財務数値を活用した農業経営の指導をはじめとして、土地利用型大規模経営体や施設園芸の雇用型経営体の育成、さらには農業経営の発展系である法人化等の支援ができるよう、研修や自己研さんによる継続的な資質向上にも努めてまいりたい。

第4 個別の監査結果及び意見

農産課

さかの米・麦・大豆競争力強化対策事業(事業の効果等)【監査意見】(報告書 22 ページ)

当該事業では、導入される機械設備に関係のない機械の合理化計画や作付け団地化計画も目標値に導入されて計画達成度合いを判定する。従って、当該事業により導入した機械設備の利用状況でみると目標を達成しているにも関わらず、実施状況全体としては未達成となってしまうこともあり、長期にわたって(全体としての目標達成まで)事業の実績報告

本事業は、平成26年4月1日付けで実施要領を改正しており、監査意見にあるとおり、実績報告の目標達成度合いは、当該事業により導入した機械設備に限定して判定することとしたところである。

また、効率的生産確立計画の達成度合い、機

<p>が必要となる農家が存在する。実績報告の目標達成度合いを、当該事業により導入した機械設備に限定して判定するといった工夫が必要ではないかと考えられる。</p> <p>また、当該事業の効果測定の指標として「さがびより」の食味ランキングの評価が特 A を継続することを掲げており、平成 22 年度より継続して特 A を獲得しているため、当該事業の貢献度は中程度と判断している。特 A 連続取得により農業者所得の増加や生産コストの低減は認められるが、これは当該事業のみの成果ではなく、他の諸々の農業支援事業を含んだ農業政策の総合的な成果である。当該事業と直接的に結び付けられる効率的生産確立計画の達成度合い、機械設備の利用率といった指標を、当該事業の効果測定に活用すべきではないか。</p>	<p>械設備の利用率については、本事業全体の効果測定の指標としては使用していないが、実施状況報告の中で報告を受け、事業主体個々の事業実施効果の確認に活用しているところである。</p>
<p>農産課 公益社団法人佐賀県農業公社</p>	
<p>就農研修資金・就農準備資金(佐賀県→佐賀県農業公社)(事業資金繰越金の国への一部繰上償還について) 【監査意見】(報告書 25 ページ)</p>	
<p>国は、平成 23 年に都道府県に対して当該事業資金の適切な規模について算定基準を示して検討させており、県は、適切な規模を超えるものについて国に繰上償還を行っている。算定基準には、「資金別に近年(5 年程度)の実績を基礎とし、新規就農に係る情勢等による貸付需要の変動を勘案する。」とあるが、実際の計算は5年間の単純平均によっていた。当該資金は平成 17 年度より毎年減少傾向にあるため、これを考慮した検討を実施すべきであった。</p>	<p>[農産課]</p> <p>当該資金制度については、平成 25 年度をもって廃止されているが、今後、国において新たな資金制度が創設されるなどして、国への繰上償還の検討が必要となった場合には、過去の貸付実績及び将来の貸付見込みを考慮するよう留意する。</p> <p>[公益社団法人佐賀県農業公社]</p> <p>就農支援資金保有資金の繰上償還に伴う貸付金の準備枠の算定については、国(平成 23 年 12 月 15 日付け 23 九経第 559 号九州農政局長通知)及び県(平成 24 年 1 月 4 日付け農産第 1281 号佐賀県農産課長通知)からの指導に基づき、「直近 5 ヶ年間の平均実績」を基本に、平成 18 年度～22 年度の 5 年間の平均額から算出した額を保有することで承認を得たところである。</p> <p>御指摘のとおり、資金の需要は減少傾向にあったが、この資金は、借受希望者が希望すれば、年間を通じ随時申し込みができることから、その年度の需要額を正確に把握・予測することは極めて難しく、過去の貸付け実績等を踏まえ、借受希望に対して不足の事態が生じないよう、余裕を持った枠を確保しておく必要があると判断し</p>

	<p>たところである。</p> <p>なお、当制度は平成 25 年度をもって廃止されているため、平成 27 年度に貸付原資残額の全額(経過措置に基づく H26 以降の貸付に係る原資分を除く。)を返還することで、今後、県との調整を行っていきたい。</p>
<p>就農研修資金・就農準備資金(佐賀県→佐賀県農業公社)(認定就農者から徴収した違約金について)【監査意見】(報告書 26 ページ)</p>	
<p>佐賀県農業公社が借受者から徴収した違約金の取扱いについて、就農支援資金佐賀県貸付金貸付等要領に記載がない。実際は、国が作成している“青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の Q&A”のとおりの手続きが行われているが、就農支援資金佐賀県貸付金貸付等要領に明記しておくことが望ましい。</p>	<p>[農産課]</p> <p>就農支援資金佐賀県貸付金貸付等要領を改正し、佐賀県農業公社が借受者から徴収した違約金の取扱いについて明記する。</p> <p>[公益社団法人佐賀県農業公社]</p> <p>公社としては、県の取扱い要領に基づき対応する。</p>
<p>就農研修資金・就農準備資金(佐賀県農業公社→農業者等)(貸付金の延滞等について)【監査意見】(報告書 28 ページ)</p>	
<p>平成 25 年度末の延滞債権は、1,140 千円(3 件)である。佐賀県農業公社は、県が平成 24 年 11 月に策定した税外未収金の縮減に向けた取組方針の考え方に沿って、個別の債権ごとの回収プランを作り、回収へ向けて具体的に取り組むべきである。</p>	<p>[農産課]</p> <p>債務者や連帯保証人等の返済能力等を十分踏まえながら、より計画的な債権回収が図られるよう、佐賀県農業公社へ指導を行う。</p> <p>[公益社団法人佐賀県農業公社]</p> <p>延滞の案件については、その都度、電話による督促や文書による督促を行い債権回収に努めている。</p> <p>長期延滞案件については、当該債権ごとに、本人及び連帯債務者等を召喚し、延滞状況の把握と今後の返済意志の確認、「返済誓約書」の徴求、支払能力等を勘案した月賦返済の認定など、多様な手法を取り入れながら、債権の回収に努めているところである。</p> <p>今後とも、債務者や連帯保証人等の返済能力等を十分踏まえながら、より計画的な債権回収に努めてまいりたい。</p>
<p>若い農業者就農促進事業(佐賀県農業公社)(償還猶予対象者の要件について)【監査意見】(報告書 31 ページ)</p>	
<p>償還猶予のための要件の1つである所得要件について、償還猶予申請時の直近 3 年間の平均農業所得を基準としているが、就農直後(償還猶予を受ける 5 年前)の借受者等の</p>	<p>[農産課]</p> <p>当該事業で償還猶予の対象としている就農支援資金については、平成 25 年度をもって廃止さ</p>

<p>状況ではなく、償還猶予を受ける時点(就農後 5 年経過した実際に営農している時点)の状況で判断する方法が合理的であると考えられる。</p>	<p>れ、国の経過措置により平成 26 年度まで新規の貸付決定を行っている。なお、就農支援資金については、今後、新たな貸付は発生しない。</p> <p>当該貸付決定者に対しても、既に現在の償還猶予の要件で説明を行った上で資金借入れに至っていることから、既貸付者については、現行要件のままに対応を行う。</p> <p>[公益社団法人佐賀県農業公社]</p> <p>新規就農の早期経営安定化を図るために実施している若い農業者就農促進事業における償還減免補助については、県内において 5 年間継続して農業に従事した場合に実施するものであり、まずは就農時において、就農後 5 年目までの約定償還を猶予し、5 年継続就農確認後に償還減免を行う 2 段階の制度設計となっている。</p> <p>このため、就農時における償還猶予を承認するかどうかを判定する要件として、「直近 3 年間の平均農業所得 800 万円以下」を確認しているところである。</p> <p>この採択要件については、平成 26 年度の就農支援資金の借入に当たっても、就農支援策の一環として説明しており、就農支援資金の既借受者にとっては、この資金を活用するかどうかの判断要素となっている。</p> <p>このため、既借受者に対する中途での要件変更は大きな混乱を招くことが懸念され、平成 26 年度までの既貸付者に対しては現行要件での対応としたい。</p> <p>なお、今後の新規貸付に当たっては、御指摘の 2 段階判定も考慮すべきと考えるが、就農支援資金の貸付制度が H26 年度をもって廃止されることから、平成 27 年度以降の制度適用者は発生しないこととなる。</p>
<p>農産課</p>	
<p>青年就農給付金事業(非農家の制度利用について)【監査意見】(報告書 35 ページ)</p>	
<p>佐賀県の非農家の当制度の利用割合は 30%前後であり高いとは言えない。若い担い手を増やすためには非農家出身の就農希望者への支援が必要であるため、制度運用にあたっては非農家出身者がこの制度をもっと利用するような工</p>	<p>県、市町、佐賀県農業公社等が行っている就農相談等において、非農家出身者に対しても、当該事業の仕組みや要件等をしっかりと説明を行うなどして周知を図っていく。</p>

夫や周知が必要である。	
青年就農給付金事業(準備型の研修受入先について)【監査意見】(報告書 36 ページ)	
準備型の事業推進に当たっては、色々な局面で新規就農者の助けになりうる先進農家等(農大以外)の研修受け入れ先を増やしていくことが重要である。	研修生受入れのためには、一定レベル以上の経営スキル等が必要となることから、既存農家の技術・経営力向上を図るなどして研修受け入れ先の確保に努める。
青年就農給付金事業(指標の設定について)【監査意見】(報告書 36 ページ)	
当該事業では目標が設定されていない。事業がスタートして2年しか経っていないため十分なデータが無いが、今後は事業実績を参考にして、例えば5年間の新規就農者累計に対する利用者の割合などの指標を設定して、事業を実施することが必要である。	就農希望者や新規就農者への支援については、各種の事業があり、それらの事業を就農希望者等の状況に応じて総合的に活用しながら行っている。 このため、当該事業だけの指標を設定するのが適切なのか検討を行い、設定する場合にはどのような指標が適切なのか等について検討を行う。
農産課 公益社団法人佐賀県農業公社	
就農支援資金貸付等事業費補助金(人件費の積算について)【監査結果】(報告書 38 ページ)	
補助対象経費(人件費)の積算が実際の業務状況と見合っていないと考えられるため、検討が必要である。	<p>[農産課]</p> <p>各業務における作業手順の見直しや必要に応じて業務の一部外部委託を行うなど、事務処理の効率化に向けた検討について、佐賀県農業公社へ指導を行う。</p> <p>[公益社団法人佐賀県農業公社]</p> <p>就農支援資金の償還事務については、平成26年度は79件、約14,000千円を対象に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・償還期日別の個人別納入通知書の作成・発送処理 ・償還の確認と償還日別の収入処理 ・未償還者の確認と償還督促 ・延滞案件に係る督促・受入の処理 ・一時償還案件の確認と償還処理 ・若い農業者就農促進事業による償還減免措置に伴う償還通知の変更処理 <p>などについて、概ね10月～6月の間、随時業務を行っているところである。</p> <p>この事務処理については、全てを手作業で行っており、所要の処理日数を要しているところである。</p> <p>今後は、</p>

	<p>①作業手順の見直し</p> <p>②納入通知書作成等作業の一部外部委託など、総合的な視点から、事務処理の効率化の可能性等について検討してまいりたい。</p>
農産課	
人・農地プラン推進事業(県の関与について)【監査意見】(報告書 41 ページ)	
<p>当該事業は市町や地域の農家が将来の方向性を考えて作成するものであることから、県は、現在はプラン作成に当たっての助言を中心に事業推進を行っているが、農地集積のための農地中間管理機構(農業公社)や、担い手確保のための青年就農給付金等、中心経営体の経営展開への支援である経営体育成支援事業等の制度の積極的な推進や参考になる取組みに関する情報の提供などによって、地域農業の将来の発展に取り組むことが望まれる。</p>	<p>現在、各種制度の積極的な推進や参考になる取組に関する情報の提供を行っており、この取組を今後も引き続き継続していく。</p>
経営体育成総合対策事業(附帯事務費の請求について)【監査結果】(報告書 43 ページ)	
<p>国は、当該事業の実施に必要な経費(附帯事務費)について補助することとしているが、平成25年度は国への請求はなかった。市町からの申請作業等に絡んで総事業費の確定が遅くなったことなどが原因であるが、今後は国に補助金の請求を申請できるようにすべきである。</p>	<p>平成26年度は、当該事業の実施に必要な経費について、国から交付を受けるようにしているところであり、今後も申請を行っていく。</p>
農業経営基盤強化促進対策事業(事業の効果等)【監査意見】(報告書 44 ページ)	
<p>高齢化や後継者不在による担い手不足が進んでおり、今後は集落営農組織の法人化を推進する必要があると考えられる。すべての集落営農組織が法人化することが望ましいという訳ではないが、当該事業の目的が集落営農組織の経営改善及び法人化を図るとしている以上、集落営農組織の数、法人化の数を事業効果の測定基準として設定することを検討すべきである。また、県は集落営農組織の法人化を推進のために、集落営農組織の構成員に対して今後も継続して啓発する必要がある。</p>	<p>振興計画の見直しの中で、法人化を含めた「経営改善に取り組む集落営農組織」の目標数の設定を検討している。また、集落営農組織の法人化を推進するため、市町等担当者や農家リーダー等を対象とした研修会、ブロック別法人化相談会、各集落営農組織での法人化研修会の開催、専門家(税理士)の派遣などの取組を引き続き行うこととしている。</p>
チャレンジ農業支援事業(新規就農者の定着状況について)【監査意見】(報告書 49 ページ)	
<p>就農形態別の定着状況を見ると、自営農業承継者(新規学卒者及びUターン就農者)の定着率が90%程度と高水準であるのに対し、新規参入者の定着率は80%程度と若干低い傾向にある。</p> <p>県は、ニューファーマーフォローアップ活動を中心とした新規就農者の技術指導・経営指導を行っているが、新規就農者の中でも特に厳しい経営環境にある新規参入者の要望を中心として、研修・指導や労働力の確保及び地域との融合に</p>	<p>現在実施しているニューファーマーフォローアップ活動において、新規参入者の要望に基づいた研修会等を行うなど、新規就農者の定着促進に向けた支援の強化について検討を行う。</p>

<p>関する支援を強化することなども、新規参入者の就農定着には有効ではないかと考える。</p>	
<p>チャレンジ農業支援事業(ニューファーマーフォローアップ活動の対象者について)【監査意見】(報告書 53 ページ)</p>	
<p>新規就農後5年目程度までを対象とするニューファーマーフォローアップ活動は、参加した新規就農者によるアンケート結果によればおおむね好評であるが、農業改良普及センター別に活動対象者の選定状況を見てみると選定率が3%から63%と差異が生じている。農業改良普及センターの指導員数の関係もあるが、フォローアップ支援の充実により新規就農者の定着率向上が期待できることを考えると、基本的に新規就農者の全員を事業の対象とするような実施方法を検討しても良いのではないかと考える。</p>	<p>ニューファーマーフォローアップ活動は、基本的には新規就農者全員を対象としているが、新規就農者自身の希望等もあることから、結果として普及センター別の選定率に差異が生じている状況である。</p> <p>今後とも、新規就農者全員を対象とし、できるだけ多くの者が研修会等に参加するような実施方法等について検討を行う。</p>
<p>“農”のトップランナー養成事業 効果的な事業の実施について(効果的な事業の実施について)【監査意見】(報告書 55 ページ)</p>	
<p>当該事業への参加は、普及指導員からの声掛けに応じる形で応募する者がほとんどのようで、自発的に受講を希望する者は比較的少ないため、実際の講義参加者は低調である。従って、興味をもって受講する農業者が増加するように、もっと多くの農業者の目に触れるような募集手段の検討や、普及指導員による当該事業の有用性の周知が必要である。</p> <p>また、より良い講座にしていくために、受講者へのアンケートの活用、講座の開催時期や時間帯及び受講者のニーズに合う企画の検討などが必要である。</p>	<p>ご指摘のように、参加者は低調であるので、研修内容の充実、募集の手段の検討、さらには普及指導員による講座の有用性について周知していくよう努めていきたい。</p> <p>また、講座内容の充実等については、アンケート調査等による受講者意向調査等を実施しながら、開催時期や時間、さらには研修ニーズ等を把握して、より良い講座になるよう努めていきたい。</p>
<p>農産課 公益社団法人佐賀県農業公社</p>	
<p>農地保有合理化事業(佐賀県農業公社)(市町別の売買実績について)【監査意見】(報告書 62 ページ)</p>	
<p>農地売買業務につき、佐賀県農業公社は業務の一部を市町(農業委員会)に業務委託し、相互に連携を取りながら事業を進めていることから、当公社が、農地や農地所有者等の情報収集を組織として実施することや、当事者に直接的に働きかけて売買を促すというようなことはなく、市町(農業委員会)からあがってきた案件を処理するものがほとんどである。</p> <p>しかし、佐賀県農業公社は、H26 年度に農地中間管理機構に指定されており、多様な新規就農者や農業者が抱える農地に関する問題を解消していくことで、佐賀県の農業を支援することが求められることになる。市町の農業委員会等と今まで以上に強く連携し、県全体という視点で指導力を発揮することが必要である。</p>	<p>[農産課]</p> <p>佐賀県農業公社は農地売買事業に加え、農地中間管理事業による農地の貸借を行えるようになり、これまで以上に担い手への農地集積を推進する機関として期待されていることから、その役割が十分に発揮されるよう、佐賀県農業公社と連携を図っていく。</p> <p>[公益社団法人佐賀県農業公社]</p> <p>農業者は、農地を売買する場合、農地法や農業経営基盤強化促進法の手続きが必要となるので、まずは市町や農業委員会に相談される。そのため、市町や農業委員会等を対象とした会議や研修会には積極的に参加し、公社活用による</p>

	<p>農地売買の方法等の説明等を実施している。</p> <p>また、市町や農業委員会等が開催する「農業者等との意見交換会」等にも参加し、農地の売買等に関する問題や公社活用のメリット等について説明を行っている。</p> <p>今後、公社は、市町、農業委員会、農協等との連携を今まで以上に密にして、農地中間管理事業及び農地売買等特例事業等の推進を図ることとする。</p>
<p>農地保有合理化事業(佐賀県農業公社)(農地情報等の収集と有効活用について)【監査意見】(報告書 63 ページ)</p>	
<p>佐賀県農業公社の役割は今後大きくなっていくことが期待されるが、その役割を効率的に果たしていくためには、県内の農地や農業者等に関する情報を取りまとめ、農地の集積や担い手支援などの様々な場面で、関係者が有効に利用できるような仕組みの構築を検討することが望ましい。</p>	<p>[農産課]</p> <p>佐賀県農業公社が県内の農地や農業者等に関する情報をできるだけ多く収集し活用できるよう、これらの情報を持つ市町やJA等との連携を強化していく。</p> <p>[公益社団法人佐賀県農業公社]</p> <p>公社は、今後とも、市町、農業委員会、農協等と連携し、農地集積に関する会議や集落座談会等にも積極的に参加するなどして、地域の農地利用の実態などの農地情報を収集する。</p> <p>また、地域の農業者や集落営農組織等で、今後の農地利用の在り方について話し合ってもらい、その有効な農地利用の実現に向けて、農地中間管理機構事業を実施するものとする。</p>
<p>就農相談事業(佐賀県農業公社)(相談会等の実施について)【監査意見】(報告書 64 ページ)</p>	
<p>佐賀県農業公社は、佐賀県青年農業者育成センターとの統合(H25.4)により、同育成センターが行っていた新規就農者等の就農相談や研修等に関する事業を行っているが、相談会の相談件数はここ3年減少傾向であり、ほとんどが佐賀市近郊での相談会実施となっている。</p> <p>平成26年度には大阪及び東京で就農相談会が開催される予定とのことであるが、このような積極的な相談会等実施を今後も企画、実施して多様な新規就農者の確保に努力するとともに、佐賀県の新規就農者への支援の状況を広く周知するように、関係団体とますます連携した事業を展開することが望まれる。</p>	<p>[農産課]</p> <p>意欲ある新規就農者が数多く確保されるよう、今後とも、関係機関・団体と連携した県内での就農相談活動とともに、東京・大阪など県外における就農相談会の積極的な開催等について佐賀県農業公社へ指導を行う。</p> <p>[公益社団法人佐賀県農業公社]</p> <p>当公社における就農相談は、非農家や県外新規参入希望者の相談が主であることから、社会情勢の変化に大きく左右される面を持っている。</p> <p>具体的には、平成23年度までは、リーマンショック後の就職状況の悪化や、農業志向ブーム等</p>

	<p>を背景に 200 件を大きく超える状況にあったが、平成 24 年度以降は就職状況の好転等から大きく減少し、50～60 件程度で推移している。</p> <p>こうした中で、農業従事者の状況を見ると、農業従事者の高齢化はさらに顕著化して行くことから、地域農業の担い手として、新規参入者等の確保の重要性は益々増していくものと考えている。</p> <p>このため、県内はもとより、県外からも優秀な新規参入者の確保を図るため、平成 26 年度からは、大阪、東京の大都市圏における就農相談会を開催することとしたところである。</p> <p>いづれにしても、県、市町、農業団体等の関係機関との十分な連携のもと、地域農業の担い手確保に向けた幅広い就農相談活動を展開して行くこととしたい。</p>
<p>園芸課</p>	
<p>果実生産出荷安定基金造成費補助(効果的な事業の発動について)【監査意見】(報告書 69 ページ)</p>	
<p>効果的なタイミングで当該事業が発動できるようにするための当該事業の判断基準や手続等の見直しは、現在も全国のみかん生産県が共同で行われているが、今後も具体的な実務運用の手順まで言及した提案・要望を行うことが望ましい。</p>	<p>今後、当該事業の見直しについて国に提案等する場合は、他のみかん生産府県と連携しながら、具体的な内容で提案・要望をしていくこととする。</p>
<p>花き生産振興対策推進費(花づくり協議会の財務処理の軽減について)【監査意見】(報告書 73 ページ)</p>	
<p>花づくり協議会の財務処理につき、作成・保管している書類がやや多いため、収入や支出の都度添付されている預金通帳の写しや予算差引簿の出力などの省略を検討しても良いのではないかと。</p>	<p>監査意見を参考にしながら、事務の簡素化に努めたい。</p>
<p>花き生産振興対策推進費(負担金の積算について)【監査意見】(報告書 74 ページ)</p>	
<p>負担金の積算根拠について、県費を使うことの妥当性、金額の合理性を説明できる積算根拠を整理しておく必要がある。</p>	<p>監査意見を参考にしながら、過去の事業の実績やその効果等を検証するなどして、県費の積算根拠について整理するようにしたい。</p>
<p>さかの強い園芸農業確立対策事業(さかの強い園芸農業確立対策事業の事業管理について)【監査意見】(報告書 78 ページ)</p>	
<p>事業者は 3 年後に目標を達成することが求められるが、目標未達成の場合、事業実施後の現状把握・確認やその評価・分析が十分に行われていないことがある。目標未達成の場合の継続的な指導やその状況の確認が必要である。</p>	<p>まずは、実施状況の報告義務のある 3 年間のうちに目標が達成できるように市町と連携しながら指導していきたい。</p> <p>また、目標未達成となった地区については、目標達成に向けて継続的な取組が行われるよう指導</p>

	していきたい。
さがの強い園芸農業確立対策事業(エコファーマーの認定について)【監査意見】(報告書 79 ページ)	
採択要件の 1 つであるエコファーマーの実認定戸数が減少傾向であるが、エコファーマーの実認定戸数が減少し続けないように農家に環境保全に対する意識を持ってもらうための取組みが必要である。	<p>エコファーマーの認定期間は 5 年間であることから、引き続きエコファーマーとして取り組むためには、5 年ごとに更新の手続きを行う必要があることとされている。農家によっては、環境にやさしい農業の取組を引き続き取り組むものの新たな技術等を導入しない場合には、エコファーマーの更新を受けることができないこともあって、認定数が減少傾向となっている。</p> <p>このような状況に対応するため、平成 25 年度から、再認定の推進にも取り組んできたところであり、平成 26 年度(2 月末まで)に、新規認定 200 件程度、再認定 500 件程度、併せて約 700 件程度認定するなど、少しずつではあるが、効果がでてきている状況である。</p> <p>今後とも、各種事業を活用しながら、エコファーマーの確保に努めていくこととする。</p>
さがの強い園芸農業確立対策事業(アンケートの実施について)【監査意見】(報告書 79 ページ)	
8 年間実施した事業終了時にアンケートを実施しているが、もっと短いスパンでアンケートを行い、その結果を進行中の事業に反映させるという手法を検討すべきである。	<p>園芸の事業については、事業期間を 5 年と定め、その最終年度には、検討会の開催やアンケートを実施するなどして、その結果を次の事業に反映させてきたところである。</p> <p>また、事業主体は、事業完了後 3 年間、実施状況報告を義務付けており、その中で報告されている課題などを見ながら、施策の検討を行っている。</p> <p>今後とも、検討会やアンケートなどを効率的に行いながら、進行中の事業に反映させる手法を検討していきたい。</p>
園芸集団産地育成事業(地域ごとの事業申請状況について)【監査意見】(報告書 83 ページ)	
平成 18 年度から平成 25 年度までの「強い農業づくり交付金」による事業件数は、白石町が 48 件(45%)、佐賀市が 13 件(12%)、唐津市が 12 件(11%)と 3 つの市町だけで全体の約 70%になっている。制度の利用を県内全域で促進させる取組みにつき、市町や農協等の関係団体と連携して、さらに強く推進することが必要である。	<p>この事業は、選果場など共同利用施設の整備を行う事業であり、これまでも各市町や関係団体等へ説明をしながら、整備を希望する地区で事業が実施されてきたところである。</p> <p>監査意見のとおり一層の制度の利用を県内全域で促進させる必要があるため、今後とも市町や農協等の関係団体と連携しながら、さらに強く推進していく。</p>

野菜銘柄確立対策事業(県全体としての事業結果の利用等について)【監査意見】(報告書 86 ページ)	
この事業で解決すべき品目と課題につき、農業改良普及センターごとに、当年度及び最終年度の目標が掲げられ、各年度末にはそれら課題に対する達成状況を把握、分析して、次年度に向けての課題と対策が検討されており、十分な事業実施となっている。その結果が佐賀県全体の野菜振興に係る課題解決のための情報としてどのように反映されるべきかという観点から、事業内容や問題解決結果の検討や普及状況を検証し、時系列で取りまとめた資料として今後に生かすことも有用ではないか。	監査意見のとおり、事業内容や問題解決結果の検討や普及状況を検証することは、有用であることから、効果的な方法を検討したい。
野菜銘柄確立対策事業(検討会・研修会等のアンケートについて)【監査意見】(報告書 86 ページ)	
この事業での検討会等は、県以外の他団体主催の検討会等も多く、県の考え方のみでアンケートを行うことができない場合もあるため、アンケートが実施されることがあまりない。しかし、検討会等の内容が様々な受講者にしっかり伝わり、野菜振興方策の検討等のソフト面の支援を行うためには、テーマ、内容、講師等についてアンケートをとり、結果を、分析・検討した上で、次回・次年度の検討会等にいかすことが求められる。	監査意見のとおり、検討会によっては、テーマ、内容、講師等についてアンケートをとり、その結果を分析・検討した上で、次回・次年度の検討会等にいかしていきたい。
野菜銘柄確立対策事業(佐城農業改良普及センターの財務事務について)【監査結果】(報告書 86 ページ)	
佐城農業改良普及センターは、事業実施にあたり、伺い書や発注伺い等の書類を作成するが、この書類への必要な記載や整理・保管が十分では無い面が見受けられた。内部管理体制の改善が必要である。	今回、担当者が途中で交代した際に、引継ぎ等が十分でなかったことが発生要因である。今後、担当係長、副センター長等による管理の適正化に努めてまいりたい。
畜産課	
鶏卵価格安定対策事業(事業結果に関する資料の入手について)【監査意見】(報告書 91 ページ)	
県が補助金を交付した事業実施主体が、積立金を管理し補填金として交付する補填事業実施主体と異なる場合に、生産者積立金管理状況報告書が入手されていない年度があったが、この様な場合でも生産者積立金管理状況報告書を入手すべきである。	平成 25 年度以降は、事業実施主体と補填事業実施主体が同じであるため、佐賀県鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付要綱の第 7 条に基づき、事業実施主体から生産者積立金管理状況報告書を提出してもらい、生産者積立金の管理状況を把握しているところである。 今後、事業実施主体と補填事業実施主体が異なる場合は、事業実施主体をとおして、補填事業実施主体から生産者積立金管理状況報告書を提出してもらうこととしたい。
畜産経営技術対策事業(実績報告書への記載について)【監査意見】(報告書 94 ページ)	
実績報告書が、費用の実際の発生額ではなく、委託契約額と一致するように作成されている。事業実態の把握は事業	監査意見のとおり、実績報告書は契約額ではなく、実際の発生額で作成するよう改善する。

<p>の評価に必要であり、実績報告は実際の発生額で作成すべきである。</p>	
<p>畜産経営技術対策事業(アンケートの実施について)【監査意見】(報告書 95 ページ)</p>	
<p>有用性の高い事業であるが、アンケートが行われていないので、実施を検討すべきである。農家の意見をアンケートで収集・分析することで、より有用性の高い事業とすることができし、事業評価の参考にもなると考える。</p>	<p>農家の意見については、農家の手間をかけないよう現地での聞き取り調査により収集・分析することとしたい。</p>
<p>畜産経営技術対策事業(経営者としての農業者の育成について)【監査意見】(報告書 95 ページ)</p>	
<p>当該事業での経営診断結果は、県や市、農協等の畜産担当者による指導者向け研修会で事例として利用されており、またパンフレットに掲載して各農家に配布するなど有効な利活用が実践されているが、財務数値に基づく計画的・自律的な経営を実践する経営者の育成という点に力を注ぐような事業の展開を期待したい。</p>	<p>効率的な経営指導を行うために、平成27年度からは、現場でタブレット端末を利用するなど現場指導の充実を図ることとしている。</p>
<p>さが畜産実践プロジェクト推進事業(パワフルさが畜産実践プロジェクトの管理)【監査意見】(報告書 101 ページ)</p>	
<p>当該事業は、他の関連する事業とともに『食』と『農』の振興計画 2011 の成果指標達成に寄与しているが、当該事業として、主な成果に対しどのような貢献をしたのか、他の事業とどのように連携して成果を生み出したのか等については十分な検証が出来ない。個々の事業が、どの主要な目標に係っているのか、目標を達成するために他の事業とどのように連携しており、事業の効果がどのようであったか等を検証し、資料化して、次年度以降の事業運営に生かすという業務の流れが必要であると考え。</p>	<p>当該事業は、本県畜産振興のために県、農協等畜産関係団体が一体となって実施しているものであり、毎年度、パワフルさが畜産実践プロジェクト推進委員会(委員:畜産協会、佐賀県農業協同組合中央会、生産者組織の代表など)で、前年度の事業内容を報告し、評価してもらい、評価内容を次年度の取組に反映させているところである。</p>
<p>さが畜産実践プロジェクト推進事業(検討会・研修会等のアンケートについて)【監査意見】(報告書 102 ページ)</p>	
<p>当該事業で開催される検討会等は、県以外の他団体主催の検討会等も多く、県の考え方のみでアンケートを行うことができない場合もあるため、アンケートが実施されることがあまりない。研修会は対象者を区別して、年2回開催するなど工夫はされているものの、研修会等の内容が様々な受講者にしっかり伝わったかを把握するためには、研修会等のテーマ、内容、講師等についてアンケートを取ることは意義があり、また、アンケート結果は、分類、分析・検討した上で、次回・次年度の研修会等に生かすことが有意義であると考え。</p>	<p>研修会は、毎回テーマを変え、年2回開催しており、夏は指導者を対象に、冬は生産者を含めた畜産関係者全体を対象に実施するなど、内容を理解してもらおうよう工夫しているところである。今回の意見にあるように、アンケートを行うことは、内容がしっかり伝わったかや生産者が抱える課題を把握する上では有効な手段の一つと思われることから、今後開催する研修会で取組んでいきたい。</p>
<p>肉用牛改良効率向上推進事業(事業の評価について)【監査意見】(報告書 105 ページ)</p>	
<p>当該事業では効果測定の指標が設定されていないため、事業の効果を判断することが難しい。優秀な認定種雄牛の選抜においては7年後にその成果が発現するため、各種雄牛候補に対する評価は7年後に行われることになるが、7年</p>	<p>監査人の意見のとおり、事業の評価は、7年後に種雄牛が認定されるか、どうかである。これまでの種雄牛の認定実績などから直接検定牛の生産手法や現場検定調査牛の生産手法などを見</p>

<p>に至る各年度で検定、調査、種付け等(検定等)が行われるのであるから、各年度でそれぞれの検定等の評価を行うことは有意義であると考え。</p>	<p>直してきており、その成果として平成 25 年度に新たな種雄牛「勝二」が生産され、また、平成 26 年度においても、これまで以上の検定成績が出ていることから、単年度ごとの評価も必要と思われるが、7 年を通じた評価が最も重要と考える。</p> <p>今後も、これまでどおり 7 年間の成果を分析し、種雄牛の作出手法を検討していきたい。</p> <p>単年度の評価としては、限られた予算の中で、効率的な種雄牛作出に必要な事業量を設定していることから、事業計画を確実に実施できるように関係機関と協議しながら進めていくこととした。</p>
<p>肉用牛改良効率向上推進事業(フィールド検定牛の確保等の委託事業の契約変更について)【監査意見】(報告書 105 ページ)</p>	
<p>県は、フィールド検定調査牛の確保等のための事業を農協へ委託している。このフィールド検定は、ある程度の規模で実施することが必要であるが、平成 25 年度は、契約頭数が減少していることについて具体的な理由の明示が無い状態で、頭数が減少する変更契約が締結されている。頭数減少の明確な理由を明らかにしないまま変更契約を結ぶことは、県の事業結果としては十分とは言えず、その理由とそれへの対処を検討するなどして、今後の必要規模確保継続に努める必要があると考える。</p>	<p>委託先である佐賀県農業協同組合に対して、今後契約の変更協議を行う際は、協議するに至った理由を明確にするよう求めることとする。</p> <p>ご意見のとおり、事業成果を十分上げるには、確実な事業量の確保が重要なことから、計画頭数以上の試験種付牛の確保や精度の高い受胎確認方法などについて検討していきたい。</p>
<p>乳用牛群検定普及定着化事業(事業の効果的な運営等について)【監査意見】(報告書 109 ページ)</p>	
<p>牛群検定の実施率を上げることは、佐賀県の酪農の振興のためには必要であると考えられるが、戸数ベースではほぼ横ばい、頭数ベースでは右肩下がりとなっている。今後実施率を上げる(あるいは下げ止まらせる)ためには、まず、実施率の目標値を設定し、それに対して実績がどうであったかを評価するとともに、農家の現状を把握し、非参加農家へのアプローチをどう工夫すればもっと参加しやすい事業になるかを検討し実施することが大切である。</p>	<p>平成 25 年度まで継続的に事業を推進してきた結果、平成 26 年度については、頭数ベースの実施率は増加している。</p> <p>今後、更に実施率の向上を図るために、非参加農家に対し、検定実施に当たって、何が障害になるかアンケート調査などを行い、非参加農家の現状を把握した上で、関係団体と連携しながら実施率の向上に努めていきたい。</p>
<p>さが肥育素牛・自給飼料生産拡大施設等整備事業(制度の利用向上の検討について)【監査意見】(報告書 115 ページ)</p>	
<p>肥育素牛生産拡大対策事業は年間数件程度の事業が続いている。現在、新しい取組を加える等の対策が立てられているが、過去 5 年間の利用が低調であったことを考えると、もう少し早くこのような対策を立てるような検討を行うことが必要であったのではないかと考える。</p>	<p>今回の見直しにより、事業要望が増え、事業効果の拡大が期待される。こうしたことから、来年度についても、生産者が取り組みやすいように要件の拡充などを行い、今以上の事業効果を期待するところである。</p>

生産者支援課	
さが農業経営多角化等支援事業(地域ごとの事業実施状況について)【監査意見】(報告書 118 ページ)	
<p>過去 3 年間の農業改良普及センターごとの事業の実施状況に差異が見受けられる。県は平成 25 年度から事業件数を各農業改良普及センターに割り振ったところ、全地域での事業実施が平準化している。</p> <p>事業への参加は農家の意思ではあるが、チャレンジしようとする農家にとっては使い勝手の良い事業である。県は、施策が十分地域に浸透するような事業実施を意識することが必要である。</p>	<p>本事業については、平成 26 年度から、6 次産業化サポートセンターで実施している。</p> <p>サポートセンターでは、ホームページ、パンフレット等で事業内容を広くPRされており、施策が十分地域に浸透するようになっているところである。</p>
さが農業経営多角化等支援事業(事業の管理・運営について)【監査意見】(報告書 118 ページ)	
<p>県は当該事業でのアンケートや追跡調査等を行っていないが、次につながる情報の入手や事業者への支援のさらなる充実のために、事業実施後のフォローを行うべきである。</p>	<p>事業実施後に取組状況の報告会を開催するとともに、農業改良普及センターや6次産業化サポートセンターの協力を得ながら、訪問等も行い事業実施後のフォローを行っていく。</p>
さが農業経営多角化等支援事業(派遣実績の確認について)【監査意見】(報告書 118 ページ)	
<p>派遣実績の確認のために派遣終了報告書と業務終了報告書を確認した際は、確認作業の証跡を残すようにすべきである。</p>	<p>本事業は、平成 25 年度までしか実施していないが、今後このような業務があった場合は、確認記録を残すようにする。</p>
さが農業経営多角化等支援事業(チャレンジ支援事業)(審査会のメンバー構成について)【監査意見】(報告書 121 ページ)	
<p>審査要領に、審査員の構成、人数、任期等が特に定められていない。補助対象事業の審査であり、審査の継続的な適正性を確保するように考慮すべきであるため、審査員の属性や人数、任期等について明確に規定しておく必要がある。</p>	<p>平成 27 年度の審査要領に任期等を記載するようにする。</p>
さが農業経営多角化等支援事業(チャレンジ支援事業)(募集要項への記載について)【監査意見】(報告書 121 ページ)	
<p>事業計画の変更の場合の補助金額の算定や消費税等に係る処理等につき、事業の説明時に説明を行っているとのことであるが、補助事業の申請手続きの説明は明確でわかりやすい方法が望ましいため、募集要項にこの旨を明記することが望ましい。</p>	<p>補助金額の算定や消費税等に係る処理等については補助金交付要綱に記載している中で、これを申請者により理解していただくためには、募集要項の中にも細かく記載した方が良いのか、事業説明時に本人に資料を渡して直接説明した方が良いか検討して対応したい。</p>
さが農業経営多角化等支援事業(チャレンジ支援事業)(事業の管理・運営について)【監査意見】(報告書 121 ページ)	
<p>さが農業経営多角化等支援事業(アドバイザー派遣事業)に記載のとおり、有用な情報の入手や事業者への支援のさらなる充実のために、事業実施者に対するアンケート調査等を行うべきである。</p>	<p>事業実施後の取組状況の報告会開催を通じて、事業者の取組の経緯や経過、取組の成果等について把握してところである。本事業が平成 27 年度までとなっているため、次期事業を検討する</p>

	際にはアンケートの実施も検討したい。
さが農業経営多角化等支援事業(ステップアップ事業)(事業初年度の結果)【監査意見】(報告書 123 ページ)	
アドバイザー派遣事業とチャレンジ支援事業の応募者は多いが、事業初年度となる当該事業への応募はもう一つであった。一連のさが農業経営多角化等支援事業の趣旨の周知や農家のニーズの再確認等が必要であると考えます。	6次産業化の相談窓口である6次産業化サポートセンターと定期的に打ち合わせを行い、農家のニーズの把握に努めているところである。 今後とも、定期的に打ち合わせを行い、ニーズの把握に努めるとともに、6次産業化サポートセンターや関係機関と連携し、情報の提供を行っていく。
さが農業経営多角化等支援事業(ステップアップ事業)(募集要項への記載について)【監査意見】(報告書 124 ページ)	
さが農業経営多角化等支援事業(チャレンジ支援事業)に記載のとおり、補助金額や消費税等につき、募集要項にわかりやすく記載することが望ましい。	補助金額の算定や消費税等に係る処理等については補助金交付要綱に記載している中で、これを申請者により理解していただくためには、募集要項の中にも細かく記載した方が良いのか、事業説明時に本人に資料を渡して直接説明した方が良いか検討して対応したい。
さが農業経営多角化等支援事業(ステップアップ事業)(審査会のメンバー構成について)【監査意見】(報告書 124 ページ)	
審査について、チャレンジ支援事業のように県職員以外が半数以上になるような工夫はされていない。審査の継続的な適正性を確保するように考慮すべきであるため、審査員の属性や人数、任期等について、明確に規定しておく必要がある。	平成 27 年度の審査要領に任期等を記載するようにする。 また、本事業は平成 27 年度までの実施となっており、次期事業を検討する際に、他課補助事業での審査方法も参考にしながら、審査方法等の見直しを検討したい。
就農施設等資金(認定就農者の状況報告について)【監査結果】(報告書 126 ページ)	
平成 24 年度に対象認定就農者から一括繰上償還されていたにも関わらず、県はその状況を把握していない事例があった。県は融資残高管理のために 3 か月毎に金融機関に残高確認を実施しているが、差異が生じている旨の金融機関からの連絡はなかった。金融機関に対して残高確認を行う理由を明確に説明し、転貸先の状況や一括償還等のイレギュラーなケースが生じていないか、県が知っておくべき必要な情報を金融機関から洩れなく入手するようにすべきである。	県貸付金の残高の確認については、四半期毎に県から金融機関へ残高を連絡し、金融機関における残高と相違がないか確認を依頼していたところである。 今後は、転貸先の認定就農者からの繰上償還の状況や一時償還の事由等について、金融機関から報告を受ける方法に改め、借入者の状況を把握できるよう改善する。
就農施設等資金(事業完了の報告について)【監査結果】(報告書 127 ページ)	
平成 25 年 11 月に実行されている資金の中に、貸付後 1 年経過した平成 26 年 10 月現在、就農施設等資金借受事業実施報告書が提出されていない事例があった。新たに就農する場合の当初の資金の使い方には様々なパターンがあ	資金交付後3ヶ月以内の事業完了については、これまでも関係機関との担当者会議等において認定就農者への指導を依頼してきたところであるが、指導の徹底が図られていなかったもの

<p>り、なるべく新規就農者にとって使い勝手の良い制度運営を心掛けるべきであるが、一方で就農開始のための費用が就農後 1 年間待って初めて確定するため手続きがこのように遅くなることまで認めることが望ましいとは思えない。この資金の制度説明や計画の立て方など、制度の利用前に十分検討して認定就農者への指導にあたることが望まれる。</p>	<p>と考えられる。今後とも資金利用者及び農協等関係機関に対して、制度説明等を十分にいき、資金交付後3ヶ月以内の事業完了が難しい場合等は事前に把握し、資金の交付請求を数回に分ける等の方法をとるよう指導を行っていくこととする。</p>
<p>就農施設等資金(予算措置について)【監査意見】(報告書 128 ページ)</p>	
<p>ここ 3 年間は当初予算に比べ実績が極端に少ない。事業内容や資金計画の見直し及び他資金への乗り換え等が行われたことが乖離の主な理由とのことであるが、予算措置は事業実施の裏付けをすることであることを考えると、このような大きな乖離が生じないように努めることが望ましい。</p>	<p>就農施設等資金については、平成26年 4 月に制度改正がなされ、平成25年度までに県から就農計画の認定を受けている農業者に対しては、これまでどおり県が融資を行い、26 年度以降に市町から青年等就農計画の認定を受けた農業者については、日本政策金融公庫において新たに創設された青年等就農資金を貸し付けることとなったところである。</p> <p>このようなことから、平成27年度当初予算においては、既に認定を受けた就農計画に掲げられている資金計画に基づき予算化を行ったところである。なお、平成28年度以降に就農施設等資金の借入を計画している者はいないため、それ以降は当該資金の予算措置は必要としない。</p>
<p>佐賀県農業改良資金貸付(延滞債権の回収処理について)【監査結果】(報告書 130 ページ)</p>	
<p>平成 25 年度末の償還遅延分は債権額全体の約半分(12 名:49 百万円)となっている。県は債権回収のために債務者か連帯保証人もしくはその両者への接触を年 1 回以上行っており、面談や督促をしているが回収は進んでいない。平成 24 年 11 月に作成した税外未収金の縮減に向けた取組方針に沿って個別の債権ごとの回収プランを作り、回収へ向けて具体的に取組むべきである。</p>	<p>平成 27 年2月末現在の償還元金の延滞額については、11 名約 47 百万円となっており、徐々にではあるが減少している状況である。</p> <p>現在、今回の監査の指摘を受け、改めて、面談等により未収債権の回収計画の整理に取り組んでいるところであり、今後とも個別の債権ごとに県の縮減方針に沿った対応を検討のうえ、未収債権の縮減に努めてまいりたい。</p>
<p>佐賀県農業経営改善促進資金(スーパーS資金)(事業実施状況と予算措置について)【監査結果】(報告書 132 ページ)</p>	
<p>この制度は県が農業信用基金協会に資金を預託し、農協等が実際にこの制度への利用申し込みを行った時に農業信用基金協会から必要資金を借り入れて農業者等に貸し付ける流れとなっており、年度末には、県から農業信用基金協会に預託した全額が県に戻される。従って、制度の利用が全くなかった直近4年間は農業信用基金協会への預託金(約 7 千万円)が利用されないまま、県が予算を確保しただけという</p>	<p>近年、農業者から本資金に関する具体的な利用相談はあったが、利用希望者の事業見直し等により、結果的に利用につながらなかった事例もあった。</p> <p>こうした事例もあり、ここ数年、本資金が利用されない状況が続いているものの、当該資金は制度資金で唯一、短期運転資金としての利用が可</p>

<p>結果になっており、資金の効率的な活用という観点から見ると望ましい状態ではない。これだけの期間利用されない資金が予算措置されていることに対して、県は十分な注意を払う必要がある。</p>	<p>能で他の制度資金では対応できない資金需要を補完できる制度として、今後も必要な資金と考えている。</p> <p>このため、県としては、今後、農協以外の民間金融機関等にも働きかけ、新たな資金需要に結びつけていくなど、資金が十分活用されるよう努めていくとともに、適正な予算措置を講じていきたい。</p>
<p>佐賀県農業近代化資金利子補給金補助金(利子補給の手続きの適正性の確認について)【監査意見】(報告書 134 ページ)</p>	
<p>利子補給の適切な実施にあたっては、この資金の融資を受けた農業者等が融資の要件を満たしていることを確認する必要がある。県は農協等から申請される補助金の交付金額等の確認作業は実施しているが、利子補給の適正性にかかわる借受者の状況については確認できていない。例えば、借受者に繰上償還を請求する事実が生じていないかどうかにつき、補助事業者が申請時の書類に明記する等の方法で、利子補給の適正性を確認するような手続きが必要ではないかと考える。</p>	<p>農協等の各融資機関から行われる利子補給補助金申請において、繰上償還等に係る日付・金額が記載された資料が既に添付されており、今後は、その資料の中から離農や目的外使用等の適正性に関わる借受事例が発生していないかどうかについても、各融資機関に確認していき、これまで以上に適正な利子補給事務を行うよう努めていくこととする。</p>
<p>農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)利子助成補助金(利子補給の手続きの適正性の確認について)【監査意見】(報告書 137 ページ)</p>	
<p>佐賀県農業近代化資金利子補給金補助金に記載のとおり、利子補給の適切な実施にあたっては、この資金の融資を受けた認定農業者が融資の要件を満たしていることを確認する必要がある。</p>	<p>農業経営基盤強化資金(以下「スーパーL資金」という。)利子助成補助金は、スーパーL資金を借入れた農業者に対して市町が利子助成を行った場合に、県は、その利子助成額の2分の1を市町に対して補助する制度となっている。</p> <p>佐賀県農業経営基盤強化資金制度実施要領において、借入者が融資の要件を満たさなくなった場合等に、市町長は、知事に対して利子助成の適格承認について取下げの申請をすることになっており、今後とも、市町に対して、借入者が融資の要件を満たしているかの確認や要件を満たさなくなった場合の適切な事務処理について指導していく。</p>
<p>佐賀県農業経営負担軽減支援資金利子補給補助金(利子補給の手続きの適正性の確認について)【監査意見】(報告書 139 ページ)</p>	
<p>佐賀県農業近代化資金利子補給金補助金 に記載のとおり、利子補給の適切な実施にあたっては、この資金の融資を受けた認定農業者が融資の要件を満たしていることを確認</p>	<p>佐賀県農業負債整理関係資金制度運営要領に基づき融資機関から提出される債務者の経営状況報告書によって、債務者の財務内容等を把</p>

<p>する必要がある。また、当該事業の対象となる資金は、経営が厳しくなり負債の償還が困難になっている農業者を支援するものであるため、通常の資金よりも債権管理に注意を払う必要がある。現在、金融機関(農協等)は自己査定を行っており個々の債務者の財務内容等を把握しているはずであり、佐賀県農業負債整理関係資金制度基本要綱上も金融機関は佐賀県農業経営負担軽減支援資金を行っている事業者毎に担当者を配置し適切な指導を行うことになっているため、県は金融機関に対し積極的に回収に問題が生じる恐れのある農業者に関する情報を早期に報告してもらおう等の工夫も必要である。</p>	<p>握していき、これまで以上に適正な利子補給事務を行うよう努めていくこととする。</p>
<p>農業信用基金協会特別準備金積立費補助事業(補助金額の算出根拠について)【監査意見】(報告書 141 ページ)</p>	
<p>補助金対象となる大口案件について、どのような資金が大口個別案件に該当するのか及びそのように算出するのかについて、要綱には明確に記載されていない。実際の算出に際しては、佐賀県農業信用基金協会の定める大口個別案件の基準を使って計算されているが、交付要綱に大口個別案件の基準を明記する必要がある。</p>	<p>佐賀県農業信用基金協会特別準備金積立費補助金交付要綱に「大口個別案件の基準」を明記する。</p>
<p>流通課</p>	
<p>海外市場における佐賀ブランド確立事業(事業成果の評価指標について)【監査意見】(報告書 143 ページ)</p>	
<p>当該事業の成果指標は新規取扱店数となっているが、牛肉に関する新規取扱店は明確に把握されているものの、他の品目の店舗数の把握は不十分である。県産品の輸出量がきちんと把握できればこのデータを指標として利用できるが、実際には、様々な港から輸出されることもあり、県産品のみの輸出量の把握は非常に難しいところもあるが、各品目につき、新規取扱店数や他の適切な事業評価の指標となりうるものがないかを検討すべきである。</p>	<p>事業効果をよりの確に把握するため、次期佐賀県総合計画においては、佐賀県農林水産物等輸出促進協議会の取組による輸出数量や商流構築の状況に係る数値などを成果指標として設定する方向で、検討を進める。</p>
<p>県産品情報発信力強化事業(効果的な事業の実施について)【監査結果】(報告書 144 ページ)</p>	
<p>当該事業では、「プルミエ基準」と称して一定の基準をクリアした高付加価値の農産物の供給により高品質の県産農産物の認知度を高めてもらうことを目的としているが、基準を満たして供給される県産農産物の供給量が乏しく、市場への一定量の安定的供給は望めない状況となっており、ブランドづくり不可欠な出荷量の確保が出来ていない。当該事業が一定の効果を達成するために必要と判断される出荷規模を賄う生産者側の把握(供給量)等につき、事前の検討が十分ではなかったことが原因である。今後はこの様な事が生じな</p>	<p>高品質な佐賀県産品をPRするためのフラッグシップとして最高品質のブランドを作出することを目的に、試験販売の実施や販売店・農協との協議に基づき「プルミエ基準」を設定しているが、“最高品質”を担保するために非常に高い基準を設定していることや、年々の天候の影響もあり、出荷量が少なく、県産品の十分なPRに繋がっていない。</p> <p>今後、ブランドづくりに係る事業の実施に当た</p>

<p>いような検討が必要である。</p> <p>また、当該事業では、佐賀県産品全体のブランドイメージを高めるために県公式の PR サイトを制作し戦略的な情報発信活動を展開している。当該公式サイトへのアクセス数を成果目標の一つとして掲げており、事業実施当初の平成 23 年度の月間アクセス数を 11,000 件、事業が本格稼働する平成 25 年度以降は、月間アクセス数を 50,000 件として設定している。ところが、実際には月当たり 20,000 件程度で、十分な事業成果とはなっていない。月間 50,000 件を設定した状況と現状との乖離の原因を検討し、今後の事業展開に活かす必要がある。</p>	<p>っては、供給体制について産地側と十分に協議を重ねたうえで実施していくこととし、事業効果を早期に発現できるよう努めていく。</p> <p>また、ウェブサイトへのアクセス数についてはコンテンツの見直しや更新頻度の向上とあわせて、広く拡散するための手法を再検討することで目標に近づけたい。</p>
佐賀産米マーケット確立事業(協議会からの支出項目に関して)【監査意見】(報告書 148 ページ)	
<p>「さがびより」のロゴタイプや絵画の使用契約等に関する支出があった。このような支出は、無形ではあるが権利や財産的価値の対価であり、デザインやマークの産業財産権の場合は、短くても 10 年間に渡って保護される。マーケティング協議会は永続する団体ではないことを考えると、財産的価値を有するものを当協議会が取得するための支出については、慎重に判断することが必要である。</p> <p>マーケティング協議会の活動には公金が使われているため、協議会として支出する経費の範囲は、県産米「さがびより」の福岡都市圏を中心とした PR 活動を中心に、県産米・麦・大豆の消費者における評価を高めるための広告宣伝・販売促進のために直接的に要する経費の対象範囲を限定し、これに該当しない経費は原則として負担しないことを協議会の規則で明確にしておく必要があると考える。</p>	<p>財産的価値を有するものを取得するための支出については、協議会において取得するメリット、デメリットを考慮しながら、慎重に判断してきたところであり、ご指摘の点は今後とも留意していく。</p> <p>また、協議会として支出する経費の対象範囲については、今後、事務局と協議のうえ協議会の中で検討をさせていただきたい。</p>
ひろげよう“佐賀の味”推進事業(事業実施の内容)【監査意見】(報告書 151 ページ)	
<p>過去 3 年間の PR 品目を見ると佐賀牛の売り込みが比較的多い。佐賀牛はすでに全国区でブランド化していることを考えると、次にブランド化を目指す品目をセレクトして PR することを考え、PR を推進することが必要ではないかと考える。</p>	<p>今後のブランド展開を検討していく中で、ご意見についても考慮していきたい。</p>
ひろげよう“佐賀の味”推進事業(協議会からの支出項目に関して)【監査結果】(報告書 152 ページ)	
<p>有明佐賀空港ロビーに「佐賀牛」の販売推進を目的とした PR パネルを掲出しているが、この掲出パネルには佐賀牛の宣伝のほかに農協グループが直営している佐賀牛を提供するレストランの広告が部分的に掲出されている状況であった。パネル掲出当時は県内に佐賀牛を扱うレストランがほとんどなかったという状況や、佐賀牛を扱う店舗の紹介は消費者にとって有用な情報であること、また、より効果的な訴求を狙う</p>	<p>県産品を広告宣伝・販売促進する際には、訴求対象者が PR 対象品目を購買・飲食していただくことで県民(生産者)の利益に資することから、購買・飲食できる情報を伝達することも PR の重要な要素と考えており、パネル掲出における広告宣伝についても同様と考えている。こうしたことから、「佐賀牛」の生産・販売の主体で</p>

<p>ために商品と店舗を合わせてPRすることは一般的であることなどによる結果であるが、県からの負担金も用いられる協議会からの支出内容としては、より慎重な検討が必要であったと考える。</p> <p>ブランド協議会の活動には公金が使われているため、協議会として支出する経費の範囲は、県内で生産される高品質農産物を全国に向かって売り込みを図るための広告宣伝・販売促進のために直接的に要する経費に対象範囲を限定し、これに該当しない経費は原則として負担しないことを協議会の規則で明確にすることや、支出内容の公正性の確保に留意する必要があると考える。</p>	<p>ある農協グループが直営しているレストランを代表的な店舗として掲出していた。</p> <p>今後は、有明佐賀空港の佐賀牛 PR パネルのうち、農協グループが直営している佐賀牛を提供するレストランの広告については、農協グループと相応の費用負担について協議していきたい。</p> <p>なお、支出内容の公正性の確保については、これまでも留意してきたところであるが、今回の指摘も踏まえ、今後より一層、支出に当たっては慎重に執行していきたい。</p>
有機農産物販路拡大事業(消費者と接する場の設置・提供について)【監査意見】(報告書 153 ページ)	
<p>販売促進対策事業は、従来より福岡県内などに店舗を持つ2社のスーパーマーケットにおいて、「佐賀フェア」を開催する際に有機農産物等を取り扱ってもらうなどして販売促進を行っているが、今後はこれら2社のみならず、現在取り扱っていない事業者への働きかけを積極的に行い、佐賀県産の有機農産物等の販売促進という目的をより積極的に達成していく必要があると考える。</p> <p>また、認知度向上対策事業は、現状は佐賀バルーンフェスタのみでの実施となっている。これに匹敵するようなイベントが他にはない状況であるが、大規模なイベントで大きくPRすることと、そんなに規模が大きなくても継続的に佐賀県産有機農産物等の周知を継続することの2方面での取組みを検討してもいいのではないかと考える。</p>	<p>販売促進については、これまでも通常業務の中で「佐賀フェア」開催に係る事業者への働きかけを実施しているところであり、今後も継続的に行っていくこととしている。</p> <p>また、認知度向上対策については、バルーンフェスタ以外にも集客が見込まれるイベント(例えば有田陶器市(5月)、サガン鳥栖戦(3~11月)など)での農産物販売の可否や農産物の出荷時期が合致するかなど今後、検討していきたい。</p>
米消費拡大推進事業(事業の実施について)【監査結果】(報告書 155 ページ)	
<p>事業内容は米からパンを製造する機器の貸出や各種イベントでの「さがびより」の配布や提供が主なものであり、毎年あまり変化がない。そもそも数十万円の事業費を使ってイベント等で「さがびより」を提供することで得られる事業の効果が大きいとは思えず、費用対効果を考えると効果的な事業であるとは考えにくい。この事業の継続の妥当性を再検討する必要がある。</p>	<p>米の消費量は、食生活の変化に加え、高齢化により1人当たりの摂取熱量が減少傾向にあることや、人口そのものが減少に転じていることもあり、今後も減少することが予想される中、米の消費拡大推進は重要と考えている。</p> <p>活動規模や効果は小さいながらも、まずは米やごはんに興味を持ってもらうことや米の新しい使い方を紹介することで地域の中で米消費を浸透させる必要があり、今後とも効果的な取組について引き続き検討していきたい。</p>
米消費拡大推進事業(佐賀県米消費拡大推進協議会について)【監査結果】(報告書 155 ページ)	
<p>米の消費拡大に向けて「佐賀県米消費拡大推進協議会」を開催し、米に対する正しい知識の普及など各種事業を実</p>	<p>平成17年度以降は構成団体それぞれの立場で自主的な取組を実施し、幹事会や総会では意</p>

<p>施してきたが、平成 22 年度以降当該推進協議会は活動していない。県が平成 22 年に作成した「協議会の設置及び運営に関する基本指針」に、協議会を廃止するにあたっての考え方でとして、「協議会設置の意義が薄れ、又は今後薄れることが予測されるもの」「事業の必要性が低下し、活動実績が少ないもの」の 2 つが記載されているが、これらに該当するため、当該推進協議会は廃止すべきである。</p>	<p>見交換や情報交換を行っていたものの、出席率が約半数と低かったため平成 22 年度より協議会活動を休止している。</p> <p>しかしながら、米の消費拡大推進は重要な取組であることから、関係団体と連携しながらより積極的な米消費拡大を図れるよう、協議会構成員や活動の見直しについて関係団体の意見も伺いながら検討していきたい。</p>
<p>農地整備課</p>	
<p>県営かんがい排水事業(事業の効果等)【監査意見】(報告書 160 ページ)</p>	
<p>総費用総便益比及び総所得償還率は、土地改良法にも定めのある指標であるため、新規評価及び事業の計画変更の際には事業要件として検討されているが、事後評価の際には実績値をベースに再計算されていない。しかし、事後評価を行うことは、単に事業が当初の見込みどおりに進んでいるか否かのみを判断するのではなく、どの部分を改善すれば、より良い方向に進んでいくことができるかということのヒントを与えてくれる役割も果たしている。新規評価の際に目標値として掲げられたこれらの定量指標は、事業完了後(または事業完了後一定期間経過後)にも測定を行い、実施事業の問題点を分析して継続事業や今後の事業等に役立てる必要があると考えられる。</p>	<p>県が行う公共事業新規評価は、新たに着手する事業箇所について、各事業の特性を表す評価指標に基づき点数化を行い、事業箇所の優先度を決定しているものである。そのうち総費用総便益比で算出している費用対効果は評価指標の一つである。</p> <p>県営かんがい排水事業の目的は、農業用水が不足している地域において水田・畑・樹園地のかんがい用水を確保し、農業生産性の向上及び農業経営の安定を図るものである。</p> <p>事後評価においては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業効果の発現状況 2 環境への影響 3 施設の維持管理状況 4 地域住民等との関わり 5 改善措置の必要性 <p>について確認している。</p> <p>必要に応じて適切な措置を検討するとともに、事後評価の結果は、いただいたご意見のように、今後実施する事業の計画、又は実施中の事業に反映させているところである。</p> <p>このため、事後評価においてさらに相当の事務コストを掛けて総費用総便益を算出することは不要と考えている。</p>
<p>県営かんがい排水事業(整備した施設について)【監査意見】(報告書 162 ページ)</p>	
<p>当該事業で完成した農業用ダム等を除く水利施設は、「佐賀県土地改良財産の譲与に関する要綱」に基づき土地改良区等は無償譲与され、土地改良区等が維持管理を行っている。県は 3 年ごとに各土地改良区の検査を行い、組織運営に</p>	<p>県は、定期的な書類の提出を求めるということではなく</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土地改良施設の長寿命化対策について、土地改良区に対し農林事務所単位で、事業制

<p>関する事項や会計経理に関する事項等の検査を行っているが、施設の実地調査までは行われていない。県は公費をもって土地改良施設を整備した以上、土地改良施設のその後の状況を継続して把握し、土地改良区が実施する施設の長寿命化対策を支援する必要があると考える。</p> <p>一方、土地改良区の構成員である農家は、必ずしも経営や資金繰り管理が得意という訳ではなく、小規模土地改良区や財政的に厳しい土地改良区などでは、土地改良施設の長寿命化対策が不十分になってしまう可能性も否定できないため、県は必要に応じて指導を行う必要があると考える。</p> <p>土地改良区に定期的な報告を義務付ける法令はないため、現在は、土地改良法第132条に基づき、3年ごとに定期検査を行っているに過ぎない。しかしながら近年の農家を取り巻く経済環境は厳しさを増しており、かつ、環境の変化も急速になってきている。他県では、土地改良区の総会が完了した後に事業報告書、収支決算書及び財産目録の提出を求めている事例もあるため、3年ごとの定期監査のみではなく、土地改良区に定期的な報告(毎年の事業報告)を求めることも考えられる。</p>	<p>度等について説明会を開催し必要に応じて、現場指導を行っている。土地改良施設の長寿命化対策のための工事に対しては、農業水利施設ストックマネジメント事業により支援している。</p> <p>2 土地改良施設管理円滑化事業を活用し、土地改良施設の点検、整備、操作等土地改良施設の管理に関する専門的な診断・管理指導及び業務遂行上必要な調査等について、土地改良事業団体連合会と連携し現地確認などを実施している。</p> <p>など、現場における維持管理の指導や対策工事等を重視して行っているところである。</p>
<p>県営かんがい排水事業(土地改良区について)【監査意見】(報告書163ページ)</p>	
<p>佐賀県では市町村合併の影響もあり、土地改良区の統合整備が全国に比べて進んでいるものの、中には事務職員の費用負担ができないところや農協職員が事務を担当しているところもある。土地改良区は、①事業で造成した土地改良施設の補修や更新などによる維持管理、②地域の農業経営の展開にあわせた土地改良施設の管理手間やコスト低減など、これまで以上に維持管理に関する適切な対応が期待されてきていることを考えると、組織体制の強化及び土地改良施設の管理の一元化を図るうえで、更なる統合整備を推進する必要があると考える。</p>	<p>県内の土地改良区については、市町又は水系単位を原則として合併及び合同事務所の設置について推奨してきたところであり、各土地改良区の実情を踏まえて統合整理を促していきたい。</p>
<p>県営経営体育成基盤整備事業(事業の効果等)【監査意見】(報告書168ページ)</p>	
<p>県営かんがい排水事業 に記載のとおり、新規評価の際に目標値として掲げられた定量指標は、事業完了後(または事業完了後一定期間経過後)にも測定を行い、実施事業の問題点を分析して継続事業や今後の事業等に役立てる必要があると考えられる。</p>	<p>県営かんがい排水事業と同様に、県が行う公共事業新規評価は、新たに着手する事業箇所について、各事業の特性を表す評価指標に基づき点数化を行い、事業箇所の優先度を決定しているものである。そのうち総費用総便益比で算出している費用対効果は評価指標の一つである。</p> <p>県営経営体育成基盤整備事業の目的は、将</p>

	<p>来の農業生産を担う担い手を育成し、その担い手が地域の農業の中心的役割となれるよう、必要な区画整理や水路、道路等の整備を行うものである。</p> <p>事後評価においては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業効果の発現状況 2 環境への影響 3 施設の維持管理状況 4 地域住民等との関わり 5 改善措置の必要性 <p>について確認している。</p> <p>必要に応じて適切な措置を検討するとともに、事後評価の結果は、いただいたご意見のように、今後実施する事業の計画、又は実施中の事業に反映させているところである。</p> <p>このため、事後評価においてさらに相当の事務コストを掛けて総費用総便益を算出することは不要と考えている。</p>
<p>県営経営体育成基盤整備事業(整備した施設について)【監査意見】(報告書 168 ページ)</p>	
<p>県営かんがい排水事業 に記載のとおり、県費をもって整備した施設の維持管理のために、土地改良区への支援や指導を行うことが必要である。</p>	<p>県は、定期的な書類の提出を求めるということではなく</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土地改良施設の長寿命化対策について、土地改良区に対し農林事務所単位で、事業制度等について説明会を開催し必要に応じて、現場指導を行っている。土地改良施設の長寿命化対策のための工事に対しては、農業水利施設ストックマネジメント事業により支援している。 2 土地改良施設管理円滑化事業を活用し、土地改良施設の点検、整備、操作等土地改良施設の管理に関する専門的な診断・管理指導及び業務遂行上必要な調査等について、土地改良事業団体連合会と連携し現地確認などを実施している。 <p>など、現場における維持管理の指導や対策工事等を重視して行っているところである。</p>
<p>県営経営体育成基盤整備事業(土地改良区について)【監査意見】(報告書 168 ページ)</p>	
<p>県営かんがい排水事業 に記載のとおり、土地改良区のも更なる統合整理を推進する必要があると考える。</p>	<p>県内の土地改良区については、市町又は水系単位を原則として合併及び合同事務所の設置について推奨してきたところであり、各土地改</p>

	<p>良区の実情を踏まえて統合整理を促していききたい。</p>
<p>県営地域水田農業支援緊急整備事業(事業の効果等)【監査意見】(報告書 171 ページ)</p>	
<p>県営かんがい排水事業 に記載のとおり、新規評価の際に目標値として掲げられた定量指標は、事業完了後(または事業完了後一定期間経過後)にも測定を行い、実施事業の問題点を分析して継続事業や今後の事業等に役立てる必要があると考えられる。</p>	<p>県営かんがい排水事業と同様に、県が行う公共事業新規評価は、新たに着手する事業箇所について、各事業の特性を表す評価指標に基づき点数化を行い、事業箇所の優先度を決定しているものである。そのうち総費用総便益比で算出している費用対効果は評価指標の一つである。</p> <p>県営地域水田農業支援緊急整備事業の目的は、地域の特性に応じた水田の有効利用や地域農業の振興を支援するため、耕地の汎用化をはじめとした農用地の高度利用や水田の畑地化等、地域の主体性を活かした条件整備を機動的かつ緊急的に実施するものである。</p> <p>事後評価においては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業効果の発現状況 2 環境への影響 3 施設の維持管理状況 4 地域住民等との関わり 5 改善措置の必要性 <p>について確認している。</p> <p>必要に応じて適切な措置を検討するとともに、事後評価の結果は、いただいたご意見のように、今後実施する事業の計画、又は実施中の事業に反映させているところである。</p> <p>このため、事後評価においてさらに相当の事務コストを掛けて総費用総便益を算出することは不要と考えている。</p>
<p>担い手農家負担金助成事業(少額の補助について)【監査意見】(報告書 177 ページ)</p>	
<p>担い手農家負担金助成事業は、平成 5 年度までに採択された土地改良事業が対象であるため、対象者が減少してきており、事業費も逡減してきている。この結果、1 農家当たりの補助金額は平均で 1 万円程度の少額な補助となっている。事業の効果を考えると、少額であったとしても、その支出に公益性があれば廃止にすることはできないが、上記のとおり少額補助であるため、効果があまり発現しにくいことや、事務コストに見合う効果が発現しにくいことがあり得る。そこ</p>	<p>現在行っている県単事業は、中山間地における農家負担金の償還に対する補助と一定要件を満たす担い手への農家負担金の償還に対する補助となっている。</p> <p>いただいたご意見のように、効率的な事務を行うべく、個々の事業について、事務作業内容を検討して来たが、全ての借入額及びその返済計画との整合性の把握、支払い証明、他事業で</p>

で、補助金の必要性について再検討を行い、公共性が高く、かつ、事務コストに見合った効果の見込める補助事業に集約する必要があると考える。

の補助分の確認(補助対象外とするための証明)は事業実施に必要不可欠であり、これ以上の事務作業の軽減は適切ではない。

また、事務コストに見合った補助事業の集約という指摘については、現在行っている事業は採択時に農家の償還計画に対して償還額が一定の水準に下がるまで補助を行う制度となっているため、償還額がピークを過ぎたことにより戸当たりの補助金額が少額となったからといって、途中で事業を止める事については、県と農家との信頼関係を損なう事となり、廃止することは出来ない。